

平成28年12月15日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、16都道府県の27人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。11月17日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 16都道府県27人

(北海道3、青森県1、山形県1、福島県1、茨城県2、栃木県1、埼玉県1、千葉県4、東京都3、石川県1、静岡県2、大阪府2、愛媛県1、福岡県1、宮崎県2、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成28年11月17日までに実施済み